

砂川市条例第16号  
令和6年3月13日

砂川市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

( 別 紙 )

砂川市都市公園条例の一部を改正する条例

砂川市都市公園条例（昭和52年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2（第9条関係）3 公園を占用する場合の使用料の欄を次のように改める。

使用料	
単位	金額
1本1年につき	430円
	670円
	900円
	390円
	620円
	850円
	39円
長さ1メートル1年につき	4円
	2円
1個1年につき	380円
1平方メートル1年につき	230円
1個1年につき	780円
1平方メートル1年につき	780円
長さ1メートル1年につき	16円
	23円
	35円
	47円
	70円
	93円
	160円
	230円
470円	
1平方メートル1年につき	780円
1個1年につき	780円
	330円
1平方メートル1月につき	59円
1本1年につき	620円
1平方メートル1月につき	59円

1 平方メートル1年につき	780円
---------------	------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。